

# 首都圏市民会議 7 月度議事録

記録・千葉県 高橋 聡

以下は「生活者主権千葉の会」の高橋聡さん作成の議事録に、萩野谷が若干の手を加えたものです。6月分については報告を怠りましたが、出席者の間で「日本版オリーブの木運動」とホームページ改訂の議論で時間の大半が割かれ、その内容は下記7月度の議事に反映されております。それをもって、何卒ご容赦下さい。(神奈川県・萩野谷敏明)

日時：平成10年7月18日(土) 16時～18時  
場所：御茶ノ水西口ルノアール駅前店マイルーム  
出席者：平成維新東京(山崎、治田、望月)  
いしん埼玉市民の会(辻)  
生活者主権千葉の会(高橋)  
かながわ市民フォーラム(萩野谷)

配布資料：衆議院定数訴訟提出資料、“THE 21”  
抜粋コピー、5月度・6月度議事録、その他コピー資料、ホームページ改定案

## 議事：

### 1. 参議院選挙結果について討論(以下、出席者から出た意見)

- ・投票時間の延長、不在者投票基準の緩和などの選挙法改正は、投票率アップに寄与したと評価できるし、今回、有権者の問題意識も高かった。
- ・選挙管理委員会として選挙の運営に520億円かかる体制は改めるべきである。電子投票の方向性を示し、銀行のATMを使うなどの案を出すべきだ。
- ・今回の選挙でも1票の格差が4.87倍と大きいので、定数訴訟を起すべきである。

### 2. 定数訴訟勉強会について

- ・自民党は大都市で支持を失いつつある。定数は正は野党にとって有利であり、自民党にとってマイナスであることが今回の選挙ではっきりした。
- ・定数は正をすると現実問題として、地方は弱者になるので、地方の弱者を助ける方法の議論も合わせて必要である。また、地方で自立している人はいいが、仕事がなく都会へ溢れてくる人には弱者対策が必要。
- ・地方は弱者ではない。むしろ都会の勤労者のほうが、当然の権利を損なわれていると言える。
- ・単年度のGNPぐらゐの赤字国債の累積を招いた補助金漬けの政治は継続できるはずがない。地方は道州制を導入するなどして、早く自立すべきである。
- ・一票の格差の問題と、地方自治ないし経済自立の問題の関係は別物であり、定数は正を否定する根拠にはならないのではないか。(この点に関して、8月度の会議後の「地方自治」勉強会で、つっこんで話合うことになった)
- ・選挙区割をせずすべて全国区選挙にすれば平等と

なるが、タレント候補有利の弊害がある。

- ・9月に宮川教授との第2回勉強会を実施、会員の参加を呼びかける。また、宮川教授は衆議院での定数訴訟を中心に考えており、参議院での訴訟は対象としていないが、4.87倍の最大格差は余りにひどいので、「都民の会」は訴訟参加者を呼びかける。(なお、宮川教授は裁判訴訟の関係上、憲法の規定を論拠として非有権者数をも含む代表権均等の訴訟を行っているが、定数配分が「国会の裁量」にある程度属する以上、裁判訴訟とは別に国民的論議として「一票の格差問題」を取り上げてゆくべきだという意見も出された。)

### 3. 首都圏市民会議ホームページ

6月度に埼玉の石井さんから強く要望が出された、ホームページの改訂作業について、検討案を持ち寄り話合うことになっていたが、当日、石井さんが都合で出席できず、辻さんの代理出席となったため、たたき台は神奈川からの萩野谷案のみとなった。その検討結果の概要は、下記の通り。

- 1) 首都圏市民会議の最初のページから、会の成り立ち(平成維新の会の流れをくむなど)の説明は各会に任せる形に変更。最初のページの文章その他コンテンツの構成については、各会に持ち帰った上で8月末を目途に修正・完成させる。
- 2) 他団体(旧平成維新の会以外)の紹介を書き込めるフォーラムを作る。ルールを作り形式を規定すれば、悪意ある団体や右翼・左翼の勝手な書き込みなど、当団体が誤解されるような問題は起きないだろう。また、そのようなことのないよう、時々チェックをする。
- 3) 「準備中」「工事中」のページは作らないことを基本姿勢にする。
- 4) 今回の全面改訂をそのまま望月氏にお願いしては、当人の負担が大きいので、パスワードを入れて書き込めば、自動的にホームページになるプログラムを利用して各ページ担当者が作成できる方法を検討する。
- 5) 各ページの担当者は
  - a. 「2020年問題フォーラム」が山崎
  - b. 「情報公開フォーラム」が治田
  - c. 「選挙制度と一票格差」が萩野谷
  - d. 「公開討論会」が石井(後日電話連絡で、当人の引き受け了承を確認)

### 4. その他

定数訴訟について、「今回の参議院選挙結果に対して、前回裁判を起している越山弁護士グループは静観するだろう。前回も4.81倍の格差であった、最高裁の判決待ちが得策である」と、宮川教授より情報あり。